

島根県報

号外第一二〇号
平成十四年十二月二十七日
(金曜日)

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百十一号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則(昭和四十六年島根県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

第四条第一項中「第三条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第四条の二第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第六条第二項中「第三条第一項第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

様式第二号中「(裁)裁(裁)裁」を「(裁)裁(裁)裁」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第百十二号

化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年島根県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

目 次

規 則

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (業 事 衛 生 課) 一
化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 () 一

公布された条例等のあらまし

◆クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(規則第一二二号)

一 規則の概要

1 クリーニング業法が改正され、クリーニング所の営業者が講じなければならない措置を条例化したことに伴う規定の整理(第三条 第四条の二・第六条関係)

2 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

◆化製場等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第一二二号)

一 規則の概要

化製場等に関する法律が改正され、化製場又は死亡獣畜取扱場について講ずべき衛生上の措置を条例化したことに伴う規定の整理(第七条・第十一条関係)

二 施行期日

平成十五年一月一日から施行することとした。

毎週火・金曜日発行

第十一条第一項及び第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

平成十四年十二月二十七日印刷
平成十四年十二月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町
松江市学園南
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)